保安処分新設強行を断固阻止せよ！

去る一二月七日、法務省は七四「改正刑法草案」（以下「草案」）と比べ、全般的重刑化をとりやめる等若干譲歩し、日弁連の合意をひき出すことにより、保安処分新設、来週国会提出をねらう刑法全面改悪案の骨子を決定した。これは、以前法相奥野の「保安処分を通すためなら、他の点では譲歩してもいい」との主旨の発言を実行したものである。

日弁連執行部の　妥協路線を糾弾する

一二、七の法務省案では、草案の特徴としていた多くの刑の引き上げをやめ、さらにいくつかの罪種については現行法より軽減、また、数十も草案にもりこまれていた新設刑を六罪種に減らす等、日弁連等の批判のあった点について譲歩をみせている。しかしこれは保安処分新設とワンセットであるところがポイントであり、反対運動を分裂させ、保安処分制度を成立させるためのギマン的なものにすぎない。

しかし、五日の時点で柏木元日弁連会長は「重刑化、多数の刑新設という点が（修正）されれば、執行部の責任でゴーサインを出さざるを得ない」「日弁連の批判がある程度とり入れられたものであれば妥協せざるを得ない」と語っており、まさに法務省案はそれに追随する日弁連執行部に向けられているといえよう。

七四年草案に対し、その国会上程に向けた「国民各層と話し合い済み」という既成事実作りのための、法務省の行なった各地の公聴会に参加拒否、草案自紙撤回を要求していた日弁連は、現在、刑法改悪についての法務省との非公開の協議会に応ずるばかりか自ら法務省とのパネルディスカッションを主催するなど、来週国会に程に向けての既成事実作りに手をかしている。また保安処分に対しても「危険な精神障害者」をとりしまるために「指置入院制度を強化するという対案を出しており、精神病者をさらに抑圧するにすぎないものである。私達はこのような日弁連執行部の妥協路線を糾弾する。

保安処分新設攻撃を　断固粉砕しよう！

この法務省案において、保安処分は「治療処分」と名称を変更され、収容期間の単位が草案の三年から一年へと短縮される等、若干要件が緩和されているが、裁判所が「犯罪をおかすおそれがある」と判断すれば、永久的に収容期間を延長できるという基本はまったく変わっていない。現在独占資本―自民党政府は、アジア軍事侵略のための国内後方基地作りをすすめ、人民を「日本国民」として統合し、「一億一心」化せんとしている。この障害となるもの―権力にとって自分たちの思がままに動かず、社会秩序をみだす存在としての精神病者、また反戦、反政府運動をする者、いわゆる精神病者を排除し、予防拘禁することは不可欠なのである。

来春三月にも法案が上程される現在、われわれは今こそ刑法改悪―保安処分粉砕の闘いに決起しなければならない。
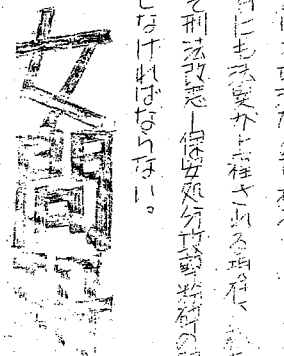
一九八一年十二月十五日